

# 朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年6月6日（火）午後4時00分～午後4時56分

2 開催場所 朝日町役場 4階 大ホール

3 本委員会に出席した委員（20名）

農業委員			推進委員		
1番	住吉	一久	1番	水島	忠彦
2番	弓野	良子	5番	中島	優一
3番	青木	清美	6番	河村	隆徳
4番	清水	智也	7番	田中	耕一
5番	水島	英樹	8番	坂藤	正敏
6番	水島	正起	9番	荒尾	一成
7番	竹内	重之	10番	住吉	真正
8番	荒尾	和彦			
9番	数家	善継			
10番	大森	憲一			
11番	赤川	慎二			
13番	大森	雅昭			
14番	水野	仁士			

4 本委員会に欠席した委員（4名）

農業委員			推進委員		
12番	青木	靖浩	2番	九里	博
			3番	折谷	忠行
			4番	柳下	善一

5 説明者 農業委員会 事務局長 竹谷 俊範  
事務局長代理 平坂 昌美  
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

(1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の件

(2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件

(3) 議案第3号 農用地利用配分計画の決定の件

(4) 議案第4号 農業委員会における令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の件

(5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。  
ただ今から、6月の農業委員会定例会を開会いたします。

それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、6月の農業委員会会議を開催いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により4番 清水 智也 委員、5番 水島 英樹 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の件」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。

どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、「農地法第5条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見を求めます。

令和5年6月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

議案第1号1番、5条の案件です。

この申請地は、農振農用地区域にあったことから、昨年11月に除外願いが提出され、12月の本委員会に付議された案件であります。

現在、農業振興計画の縦覧中であり、来月3日までに異議の申し立てがなければ、富山県知事から農振計画変更の同意がなされ、朝日町から除外認可が下りるものであります。

縦覧に供された時点で、転用申請が可能なことから、本日、議案として付議されたものであります。通常、農業委員会において許可相当として県に進達されたものは当月下旬に転用許可されますが、除外の許可が下りるまでは、許可が保留されることになっております。

権利としては、使用貸借権です。

権利の設定者は、神奈川県大和市南林間2丁目〇〇番〇〇号、〇〇 〇〇さんです。

借受人は、朝日町横水〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町横水〇〇番〇、地目は田、761㎡です。

現況は、畑であります。

農地区分は10ha以上の広がりをもつ第1種農地、除外後の用途は、一般住宅新築用地です。

青木靖浩委員から意見書が提出されております。

申請地につきまして、2ページ（左側）をご覧ください。

大家庄地区横水地内で、県道朝日・宇奈月線沿いにあります。

申請人は、親子関係にあります。

借受人の住民登録上の住所は、申請地の隣の朝日町横水〇〇番地〇ですが、そこに建っている家は、父の所有です。

借受人が社長を務めている〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、父が経営する〇〇〇〇の朝日町の工場でもあり、父が工場で仕事を行う際や町内での農作業に従事するための住居及び作業所として利用しており、借受人は実際には平柳地内のアパートで妻と子どもの3人で暮らしています。

子どもの成長を考えるとアパートでは狭くなったため、家族で協議の結果、家建てることにしました。

また、借受人が社長を務める会社に神奈川県ของบริษัทから出張にきた際の宿泊場所としても利用できようになりたいと考えています。

横水〇〇番地〇の家屋は、父のために設計されたもので父も同居を認めていませんし、その敷地にもう1軒の家を建てるスペースはありません。

現住所地に近い横水地区を中心に土地及び空き家を探しましたが、所有者とは連絡がとれないか売却の話がまとまらなかったことから、父の家の隣である申請地に新たに家を建てる計画をたて、このたびの申請となったものです。

申請面積761㎡の土地利用につきましては、住宅敷地250㎡、駐車場スペース50㎡、庭70㎡、敷地内通路391㎡であり、妥当な面積であると考えます。

なお、申請地一帯は、10ha以上の農地が広がる第1種農地であり、昭和47年から昭和59年まで県営ほ場整備事業（大家庄）ならびに、平成19年度から平成24年まで県営土地改良総合整備事業（大家庄東部）の土地改良事業が実施された地域であります。事業完了から新しいものでも10年を経過しており、8年要件をクリアしており、朝日町土地改良区、横水町内会長、隣接耕作者からも同意を得ております。

申請地以外の土地とすることが必要かつ適当で、その土地以外に代替すべき土地がないこと、農業上の効率かつ総合的な理由に支障を及ぼすおそれがないことなどから、やむを得ず許可は可能と判断されるものと認識しております。

次に、議案第1号2番、5条の案件です。

譲受人は、「朝日町荒川〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さん」です。

譲渡人は、「朝日町沼保〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇〇さん」です。

申請地は、朝日町大屋新〇〇番 地目は畑 161㎡です。

転用の目的は、一般住宅新築用地です。

申請地につきましては、2ページ（右）をご覧ください。

申請地は、泊地区大屋地内で、あさひ総合病院の西側の道路を海に向かった海岸沿いに位置します。

朝日町老人福祉センター近くにあります。

譲受人は、朝日町で建築設計・施工管理会社を営み、地域コミュニティづくりに熱心に取り組んでいる起業家です。

結婚を機に借り家住まいをしておりましたが、自ら地域活性化に取り組んでいる東草野・大屋新地内の海岸沿いに居宅を新築したいと考え、その中でも景観のよい申請地が好ましいと思い、譲渡人に打診をしたところ、譲渡人から快諾を得ました。

譲渡人は、平成26年に母親を亡くして以降、申請地の一部で長ネギなど畑を続けてきましたが、高齢になり今後何年も継続できないと考えていた矢先のことで、両者の利害が合致し今回の申請に至った次第です。

申請面積161㎡に加えて、隣接する宅地と合わせて建設する計画で、土地利用については、住宅敷地面積が81.11㎡、駐車場 30㎡、庭46.7㎡、通行用地115.58㎡となっております。

申請地は、昭和61年度の団体営土地改良総合整備事業 泊北部地区が実施され、平成3年度大屋地区として換地がされておりますが、8年要件を大きく超えており、朝日町土地改良区からも同意を得ております。

申請地は、10ha以上の一団の農地が広がる第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、転用目的が「申請地に代えて周辺の他の土地を提供することにより事業の目的を達成できるとは認められない」ことから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上 第5条の規定による許可申請の件として、2件 田1筆 畑1筆 922㎡となります。

会 長 ただ今、説明のありました議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。

青木靖浩委員から意見書をいただいておりますが、欠席のため、青木清美委員にて報告する旨を青木靖浩委員より伺っております。

青木清美委員お願いいたします。

青木委員 事務局から説明のあったとおりです。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか？

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして、許可相当として、県へ進達いたします。

続きまして、議案第1号の2番の議案につきまして、審議したいと思います。

私から意見書を提出しておりますので、報告いたします。

会 長 申請地は、長年畑として耕作されていたが、譲渡人が高齢となり、耕作の継続が困難と判断した矢先に、譲受人との利害が合致したため、今回の申請に至ったものであります。

土地利用計画について、隣接する宅地を含めた住宅用地であります。上下水及び雨水処理は適正で、隣地境界は嵩上げ擁壁を施すなど被害防除に努めるほか、土地改良区からの意見書も添付されており、この案件については、適正であると考えます。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか？

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の2番の議案につきまして、許可相当として、県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、7ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるもののみの構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は2件となり、

田：9筆：17, 217.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、6ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる利用権設定状況の内訳です。

10年以上の借り手及び貸し手が、2件、17, 217.00㎡、全て再設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各2件、17, 217.00㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、9ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は7件となり、

田：16筆：27, 435.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

次に、10ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、2件、6, 226.00㎡、全て再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、3件、3, 992.00㎡、全て再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、2件、17,217.00㎡、全て再設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各7件、27,435.00㎡のうち、貸し手は全て公社になっております。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

今回の申請の中には、耕作者変更に係る申請として再配分が5件含まれております。議案第2号及び第3号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号及び議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。

議案第3号において、当事者である〇〇〇〇委員及び〇〇委員がおられますので、案件を分けて審議を行います。

まずは、当事者以外の案件、議案第2号及び議案第3号の9ページ115番、再配分30番及び31番以外の案件について、審議をしたいと思います。

ご意見及びご異議はありませんか。

会 長 　再配分32番から34番までについて、最近設定したばかりかと思うが、耕作者側からの申出なのか。

事務局 　今回再配分を申請している農地と仲間田の所有者と変更前の耕作者との間にトラブルが生じ、急遽、耕作者を変更することとなったものです。

会 長 　今回のような好き嫌いの理由で安易に耕作者を変更すれば、集約化等に影響が出かねないため、町から指導をお願いしたい。

その他に、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 　次に、議案第3号の9ページ115番について、審議したいと思います。当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 　それでは、議事を進めさせていただきます。議案第3号の9ページ115番について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。  
それでは、〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 次に、議案第3号の9ページ再配分30番及び31番について、審議したいと思います。  
当事者である〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。  
議案第3号の9ページ再配分30番及び31番について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。  
それでは、〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 議案第4号「農業委員会における令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の件」を上程いたします。  
事務局から説明願います。

事 務 局 それでは、「農業委員会における令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の件」について、ご説明いたします。  
議案第4号「農業委員会における令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の件」、次のとおり、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について意見を求めます。  
令和5年6月6日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦  
(詳細については、資料に基づき説明)

会 長 ただ今、説明ありました議案第4号の議案につきまして、審議したいと思います。  
ご意見及び異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、原案どおり公表いたします。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。  
続いて、その他に移ります。  
事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…7月10日(月)16:00～

会 長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして6月の農業委員会定例会を閉会いたします。  
みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時56分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名押印する。

令和5年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員